

第4節 損害賠償

現行（債務不履行による損害賠償）

第415条 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。

（損害賠償の範囲）

第416条 債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによって通常生ずべき損害の賠償をさせることをその目的とする。

2 特別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を予見し、又は予見することができたときは、債権者は、その賠償を請求することができる。

（損害賠償の方法）

第417条 損害賠償は、別段の意思表示がないときは、金銭をもってその額を定める。

●改正法（債務不履行による損害賠償）

第415条 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、債権者は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

一 債務の履行が不能であるとき。

二 債務者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

（損害賠償の範囲）

第416条 [略]

2 特別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を予見すべきであったときは、債権者は、その賠償を請求することができる。

（中間利息の控除）

第417条の2 将来において取得すべき利益についての損害賠償の額を定める場合において、その利益を取得すべき時までの利息相当額を控除するときは、その損害賠償の請求権が生じた時点における法定利率により、これをする。

2 将来において負担すべき費用についての損害賠償の額を定める場合において、その費用を負担すべき時までの利息相当額を控除するときも、前項と同様とする。

改正法415条1項は、現行の前段である債務の本旨に従った履行をしないことと、後段である債務の履行不能を統合させ、ただし書で損害賠償責任の免責事由を定めたものであり、履行不能以外の債務不履行についても、債務者に帰責事由がないときは免責されること、債務者が免責されるには、債務者側において債務不履行の帰責事由がないことを主張立証しなければならないことを明確化した。これにより、帰責事由は、「契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして」個別にその有無を判断することになる。

同条2項は、填補賠償を明文化した。この規定は、履行請求権が填補賠償請求権に変わるという立場をとっておらず、両者が併存する場合があることを前提としている。

改正法416条2項は、特別事情によって生じた損害の賠償義務の要件とされる「予見」につき、債務者が予見すべきであったかどうかという規範的な評価を問題とするものであることを明文化した。

改正法417条の2第1項は、将来の逸失利益の損害賠償を請求する場合の中間利息の控除につき、民事法定利率によることを明文化している。そして、改正法404条が、法定利率をにつき変動制を採用しているため、どの時点における法定利率を基準とすべきかにつき、同条項は、損害賠償の請求権が発生した時点の法定利率を基準とすることとしている。


第1 趣旨

債務不履行の結果、債権者に損害が生じれば、損害賠償の請求ができる(415条)。しかし、債務不履行から生ずる一切の損害をすべて賠償しなければならないとすると、賠償範囲が際限なく拡大するおそれもある。そこで416条は、賠償すべき損害を合理的な範囲に制限する旨を定めた。

第2 賠償すべき損害の範囲

- 1 発生した損害が財産上のものであっても、精神上のものであっても賠償を請求できる。また、積極的損害(既存財産の減少)であると、消極的損害(得べかりし利益の喪失)であるとを問わない。
- 2 賠償すべき損害の範囲は、債務不履行と相当因果関係に立つ全損害とされる(通説)。

第3 416条の構造

	論点01 416条の構造をどのように理解するか。
---	------------------------------------

A 相当因果関係説(大連判大15.5.22・従来通説)

1項は、相当因果関係の原則を宣言し、2項は、その基礎となすべき特別の事情の範囲を示す。特別損害は、「当事者」(債務者)の予見可能性があれば相当因果関係存否の判断基礎となる。

(理由)

損害賠償が無限に拡大するのを防ぎ、公平の観点から合理的な範囲に制限すべきであるというのが損害賠償制度の趣旨である。

※ 相当因果関係説の趣旨は、不法行為による損害賠償にも当てはまり、本条が類推適用される(富貴丸事件、大連判大15.5.22)。

B 保護範囲説(最近の有力説)

416条の賠償の問題は、①「損害」の問題と②「賠償」の問題に分かれ、①「損害」とは、債務不履行から生じた事実的な損害(あればこれなし)

をすべて含み、②この「損害」のうちどこまで「賠償」させるのが妥当か、という点が416条の通常損害・特別損害の区別の問題である。これは政策的価値判断であり、契約の解釈の問題である。そしてその判断は裁判官が行うもので判例法から帰納して基準を出すしかない。さらに、③損害を金銭評価して具体的な賠償額が決定されるが、これは裁判官の自由裁量である。(したがって債権者は損害額の立証責任を負わない。)

<「特別損害」についての両説の比較>

	相当因果関係説	保護範囲説
予見可能性の対象	特別の事情	損害 ※1
「当事者」	債務者 ※2	両当事者 (契約の解釈の問題だから)
予見時期	債務不履行時 ※3	契約時 ※4
債権者の主張範囲	損害および損害額	損害のみ

※1 「事情」と「損害」の区別は実際上困難であるが、純理論的には、「事情」の方が予見は容易なはずであり、相当因果関係説の方が理論上は賠償範囲が広いことになる。

※2 予見可能であったことの立証責任は債権者にある。

※3 大判大7.8.27(百選ⅡNo.7)。

※4 契約の解釈の問題である以上、契約後の事情は契約内容に取り込むことはできないから。

第4 損害賠償額算定の基準時

1 一般的基準

債務不履行時は、「損害」の発生すなわち、給付請求権の消滅によって損害賠償請求権が発生する時点である。そのため、判例は、原則として、この時点を基準とするものが多い。

(1) 履行遅滞の場合

履行期(最判昭36.4.28)

(2) 履行不能の場合

履行不能となったとき(最判昭35.12.15)

(3) 履行遅滞・履行不能による解除がなされた場合

解除時(最判昭28.12.18 百選ⅡNo.8)

履行不能でない場合においては、「買主は解除の時までは目的物の給付請求権を有し解除により始めてこれを失うと共に右請求権に代えて履行に代わる損害賠償請求権を取得する」から、賠償の額は履行期ではなく、解除の時を基準とすべきであるとする。

(4) 遅滞した履行がなされた場合

履行されたとき

(5) 現実履行の請求と同時に、それが不可能な場合にそれに代わる損害賠償を請求した場合

事実審の口頭弁論終結時（最判昭 30. 1. 21）

2 価格の変動の問題

履行期後不能となり、損害賠償請求時まで目的物の価格が変動した場合、債権者は高騰した価格を請求できるか（2項の特別損害の問題として、予見可能性により考える）。

(1) 目的物の価格が高騰し続けているとき

目的物の価格が高騰しつつあるという特別の事情があり、かつ債務者が債務を履行不能とした際にその特別の事情を知っていたか、または知り得た場合は、債権者はその騰貴した現在の価格により損害賠償を請求し得る。この場合、高騰する以前に転売したはずという事情のない限り、騰貴した現時点において他へ転売して利益を得たであろう事情は不要である（最判昭 37. 11. 16）。また、転売を予定せず自己使用目的でもかまわない（最判昭 47. 4. 20 百選ⅡNo.9）。債務不履行がなければ高騰した価格のあるその目的物を現に保有できたはずだからである。

(2) 目的物の価格がいったん高騰したが、現在は低下しているとき（中間最高価格）

①中間最高価格の時点で、転売その他の処分などにより騰貴した価格による利益を確実に収め得た「特別の事情」があり、②その事情が予見可能であったことを要件に、その騰貴価格（中間最高価格）を請求できる（大連判大 15. 5. 22, 富貴丸事件、ただし、不法行為の事案であることに注意）。

第5 賠償法理に関する諸制度

1 金銭債権の特則（419条）

現行（金銭債権の特則）

第419条 金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。

- 2 前項の損害賠償については、債権者は、損害の証明をすることを要しない。
- 3 第1項の損害賠償については、債務者は、不可抗力をもって抗弁とすることができない。

●改正法（金銭債権の特則）

第419条 金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。

2・3 [略]